

# 南舞岡小学校いじめ防止基本方針

平成26年2月17日策定

平成30年2月改訂

令和3年4月再改定

横浜市立南舞岡小学校

## 1 いじめ防止に向けた本校の考え方

### (1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※一定の人的関係：学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等、当該児童がかかわっている仲間や集団など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※物理的な影響：身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

いじめを受けた児童生徒が、「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義し、いじめを見落とすことがないように、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえます。また、いじめは、常に発生しているという観点に立ち、子どもたちの行動や言動等に細心の注意を払っていくように、全職員で取り組んでいきます。

### (2) いじめ防止等に向けての基本理念

#### ①学校教育目標（R3.4月）の具現化

人・まち・自然に進んでかかわり、自ら学びを深め、  
ともに生きる素晴らしさを感じ合うことができる子を育てます。

この目標を具現化していけば、いじめは自ずと抑止されていくものである。そのために以下のようないじめ防止への理念を記しておく。

#### ■いじめを許さないという意思の表明

いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに校長のリーダーシップの下、組織的な対応に取り組みます。

#### ■いじめの発生可能性と対応の確認

いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得ることを全職員が常に意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合には早期に解決できるよう保護者・地域・関係機関と連携し、情報を共有しながら、指導にあたります。

#### ■いじめの把握

児童に対してアンケートや個別の面談をしたり、地域からの情報を得たりしながら、学校全体・地域全体で児童一人ひとりの状況把握に努めます。

#### ■学級経営の安心・安定

一人ひとりの子どもが礼節ある行動がとれるようにし、誰もが自己有用感をもち、お互いを認め合える学級経営や学校行事を行い、安心感・安定感のある集団づくりに努めます。

#### ■生活習慣・集団生活における規律の徹底

規則正しい生活の中で、しっかりと自分の考えをもち、正しいことが言える学校社会の実現に努めます。みなまいスタンダードを活用し、全職員が同じルールで指導が行えるよう努めます。

#### ■学校と保護者の関係性

学校と保護者は児童の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの未然防止や早期対応のために保護者と連携・協力を図ります。

## 2. いじめ防止対策委員会の設置

### (1) 委員会の構成員

「いじめ防止対策委員会」は、校長・副校長・教務主任・ブロック主任・児童支援専任教諭・養護教諭によって構成する。必要に応じて、心理や福祉、SC・SSW・警察等の専門家の参加を求める場合もある。

### (2) 委員会の運営

- ・いじめ防止対策委員会は常設の委員会とする。
- ・月1回、定期的に委員会を開催し、いじめの未然防止と児童の実態に努める。
- ・いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、直ちに委員会を開催し、適切な対応を行う。
- ・委員会では、学校としての組織的な対応方針を決定する。
- ・校長は、学校としての組織的な対応方針を決定する。
- ・いじめ防止対策委員会の会議録を必ず作成する。校長の確認を経て、かかるところに保存する。進捗状況を記録し、管理を行う。

### (3) 活動内容

#### ①いじめの未然防止

早期発見のために児童の状況を共有し、各学級の様子や児童理解を図る場とする。全職員が情報共有することでいじめに対する感性を高める。

#### ②早期発見・事案対応

アンケートや教育相談を充実させて、教職員の資質向上につなげる。また、研修や情報共有を密にし、教職員の感性や人間性を高める。的確な対応のための組織的な体制の確立をはかり、被害児童・保護者への支援や加害児童・保護者への指導支援を行うための体制を整える。また、必要に応じて、警察・教育委員会等との連携を図る。

#### ③重大事態への対応

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、また、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが生じた場合は、中核となって調査・対応を行う。

#### ④SCとの連携・情報共有

委員会へのSCの出席を求め、カウンセリングの状況や気になる子どもの状況確認を行う。また、事案が発生した場合には、被害児童、またその保護者のカウンセリングも行う。

#### ⑤研修計画の実行

本校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等にかかわる校内研修の計画と実施。また、必要とされた場合には、随時研修を行う。

#### ⑥いじめ防止への取り組みの検証

いじめ防止マネジメントにおいて、PDCAを用いて、作成・実行・検証・修正等を行い、形式的な委員会にならないよう常に努める。

## 3. いじめの未然防止・早期発見・事案対処

### (1) いじめの未然防止

基本理念にあるように、いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得ることを全職員が常に意識することが肝要である。また、いじめの未然防止は、本校の人権教育・人間教育をはじめ、すべての教育活動において、実践されるべきものである。特に、規律ある温かい学級経営は、いじめ防止の核をなす。よって、本校全職員がいじめ防止への高い意識をもち、一人ひとりの子どもと心からつながる学級学校を目指していかなければならない。

#### ・安心して過ごせる学級づくり

学級におけるルール（みなまいスタンダード）

#### ・個性尊重し自己有用感を高める授業の充実

#### ・全職員の的確な実態把握

YPアセスメントの活用、教育相談、話しやすい環境づくり

#### ・児童会を中心とした児童の主体的な活動への支援

たてわり活動・集会、あいさつ運動

#### ・人権、道徳教育の推進・育成

各学年の校外学習・宿泊体験学習・修学旅行・人権週間

地域行事への参加、各教科指導

## (2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目の前では決して起きない事案である。また、学年が上がるほど、子ども同士で秘匿する傾向が強くなり、ますます、いじめに気が付きにくい状況がうまれる。従って、基本理念にもあるように、日頃から、子どもと教師が信頼・信用・安心・安定という関係でつながるような集団作りが望まれる。また、そうは言っても、いじめはわかりにくいものであるので、児童の変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力や感性を磨くことが望まれる。

- ・「いじめ」を見抜く豊かな人間性と高い人権感覚を磨くための教職員研修
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制作り
- ・いじめ解決一斉キャンペーンの実施、教育相談の実施
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進
- ・保護者、地域、関係機関との連携  
家庭訪問、個人面談、教育相談

## (3) いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応・支援・指導が必要である。全職員はささいな兆候や懸念、訴えを抱え込まず、対応不能であると個人で判断せず、直ちに学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、本校として組織的な対応につなげるように努める。

- ・いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録
- ・被害児童及び保護者への支援、加害児童および保護者への指導・支援
- ・保護者の協力、警察署等関係機関との連携

## (4) いじめの解消

「いじめの行為が少なくとも、3か月止んでいること」「当該児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている場合、いじめの解消とし、教育委員会に報告する。解消している状態にあっても、再発の可能性が十分にあり得ることを踏まえて、被害児童及び加害児童、周りの児童について経過観察を継続していく。

- ・いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の日常的な観察
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認。

## (5) 教職員への研修

児童生徒の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修を実施する。また、「いじめ根絶 横浜メソッド 教師のためのいじめ防止・対応マニュアル」を活用した校内研修を適切に実施していく。

- ・児童支援専任教諭等によるいじめ防止研修
- ・児童理解についての会議での、情報共有を踏まえた事例の検討。

## (6) ミナマイ地域学校連携協働委員会・地域民生委員・主任児童委員等、地域との連携

地域と学校の連携・協働と学校評価の機能をもつミナマイ地域学校連携協働委員会や中学校区の学校家庭地域連携事業、地域の様子に精通した民生・主任児童委員との連携を今以上に活性化し、地域内での子どもの様子、とりわけ、いじめに関する情報が迅速に学校にまわってくるように取り組んでいく。

(7) 取り組みの年間計画

月	取り組み内容	
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間計画と重点指導内容等の確認、引継ぎ</li> <li>・南舞岡スタンダードの指導</li> <li>・児童理解研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学式、保護者説明会等で基本方針説明</li> <li>・家庭訪問</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめについて職員研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭訪問</li> </ul>
6月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミナマイ地域学校連携協働委員会（基本方針説明）</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・YP アセスメント・教育相談</li> <li>・横浜こども会議（中学校ブロックでの話し合い①）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人面談</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導・学級経営・児童指導自己評価</li> </ul>	
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜メソッド研修</li> </ul>	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケート実施</li> <li>・教育相談（いじめアンケートにふれる）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミナマイ地域学校連携協働委員会</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜こども会議（中学校ブロックでの話し合い②）</li> </ul>	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権週間</li> <li>・いじめ解決一斉キャンペーン</li> <li>・教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人面談</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・YPアセスメント</li> </ul>	
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学説明会</li> <li>・いじめアンケート実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミナマイ地域学校連携協働委員会</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間の振り返り・新年度への引継ぎ</li> <li>・教育相談（いじめアンケートに記述のあった児童についてふれる）</li> </ul>	
年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会（月1回・随時）</li> <li>・児童についての会議（月1～2回）</li> <li>・たてわり活動</li> </ul>	

4. 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）

(2) 発生の報告

重大事態が発生した場合、(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

5. いじめ防止対策の点検・見直し

いじめ防止マネジメントをいじめ防止対策委員会が中心となって実施し、毎月の委員会にて、組織体制や対応の流れについてチェックを行い、改善等を全職員に共通理解し、いじめを防止するためのマネジメントを的確に行っていく。

「いじめ防止基本方針」は学校HPに載せる。また年度終わりには、いじめ防止基本方針を見直す。